

## ～令和5年5月7日までの新型コロナウイルス感染症に係る医療費の公費負担

### 1. 医療費の公費負担とは

「医療費の公費負担」とは、法律や条例に基づき、医療費の全部または一部を国や地方自治体が「公費」で負担する制度で、医療費助成制度のひとつです。

新型コロナウイルス感染症にかかる医療費は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、公的医療保険（国民健康保険や被用者保険など）を優先給付した後、残る部分が公費負担の対象となります。

### 2. 公費負担の種類

#### 2-1. PCR 検査等の公費負担（検査公費）

医師が診療のために必要と判断した患者に対し、医療機関が PCR 検査等を実施した場合、検査実施料及び検査判断料が公費負担されます。

なお、医療機関は別途県又は保健所設置市と委託契約を締結する必要があります。

公費負担者番号(保険医療機関の所在地の番号を使用)	
以下4市を除く埼玉県内市町村	28110500
さいたま市	28111508
川越市	28112506
越谷市	28113504
川口市	28114502
公費負担受給者番号	
全国共通	9999996

#### 【関連厚生労働省通知】

- 令和2年3月4日：新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に係る行政検査の取扱いについて
- 令和2年5月13日：新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について
- 令和3年3月8日：新型コロナウイルスに係る行政検査に関する Q&A について（その4）

## 2-2. 軽症者等の宿泊療養・自宅療養における公費負担（外来公費）

都道府県が実施する宿泊療養・自宅療養の対象になった軽症者等については、療養期間中の新型コロナウイルス感染症に関する医療は給付され、自己負担部分について公費負担されます。

《給付対象》

(1) 宿泊療養又は自宅療養を受けている期間に受けた医療

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る医療

\* 新型コロナウイルス感染症に感染していなかったとしても当然に実施されたであろう医療は公費対象となりません。

\* (1) (2) をともに満たす必要があります。

公費負担者番号(保険医療機関の所在地の番号を使用)	
埼玉県共通	28110609
公費負担受給者番号	
全国共通	9999996

### 【関連厚生労働省通知】

○令和2年4月30日：新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について

○令和2年4月30日：新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について

### 2-3. 入院における公費負担（入院公費）（令和5年4月30日まで）

都道府県知事は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症指定医療機関へ入院することを勧告することができます。また、緊急その他やむを得ない理由があるときは、感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院することを勧告することができます。

新型コロナウイルス感染症により入院した場合、入院して症状が消失し、勧告が解除されるまでの期間について、感染症法に基づき、必要な医療費について、自己負担部分を公費で負担しています。（新型コロナウイルス感染症に関する医療費に限る。）また、食事療養標準負担額が公費で負担されます。

\*世帯全員の市町村民税所得割額の合計金額が56万4千円を超える場合は、最大月額2万円の自己負担が発生する場合があります。この税額確認のため、患者様の世帯全員の課税状況を確認する場合があります。入院された患者様におかれましては、保健所から、公費負担申請書や、課税証明書等を求められる場合があります。必要な場合は、保健所より案内がありますので、ご対応をお願いします。

公費負担者番号	
南部保健所	28110021
朝霞保健所	28110179
春日部保健所	28110120
草加保健所	28110260
鴻巣保健所	28110187
東松山保健所	28110070
坂戸保健所	28110245
狭山保健所	28110252
加須保健所	28110112
幸手保健所	28110138
熊谷保健所	28110096
本庄保健所	28110088
さいたま市保健所	28111011
川越市保健所	28112019
越谷市保健所	28113017
川口市保健所	28114015
公費負担受給者番号	
患者ごとの固有の番号	

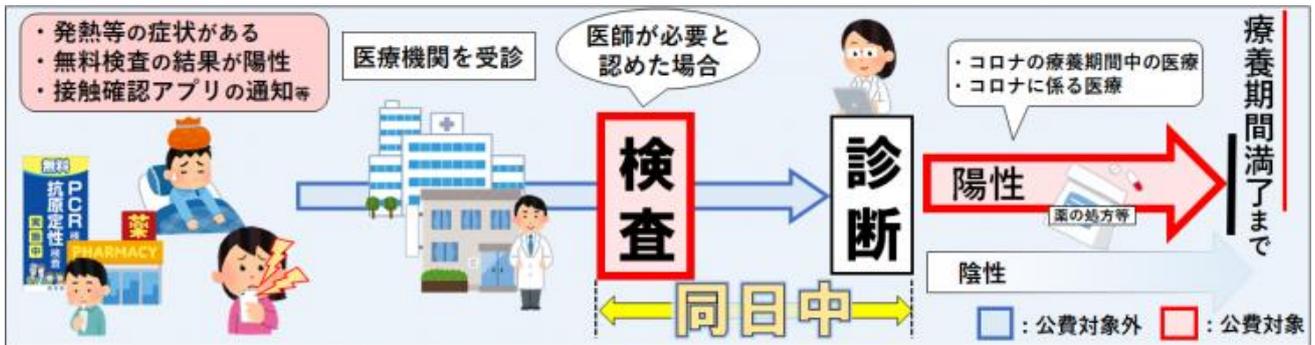
#### 【関連厚生労働省通知】

○令和3年5月26日：新型コロナウイルス感染症に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の申請手続きについて（周知）

○令和4年2月9日：新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について

### 3. 公費負担における埼玉県での取り扱い

#### 3-1. 医療機関を受診し、その日のうちに検査結果が判明した場合《ケース1》



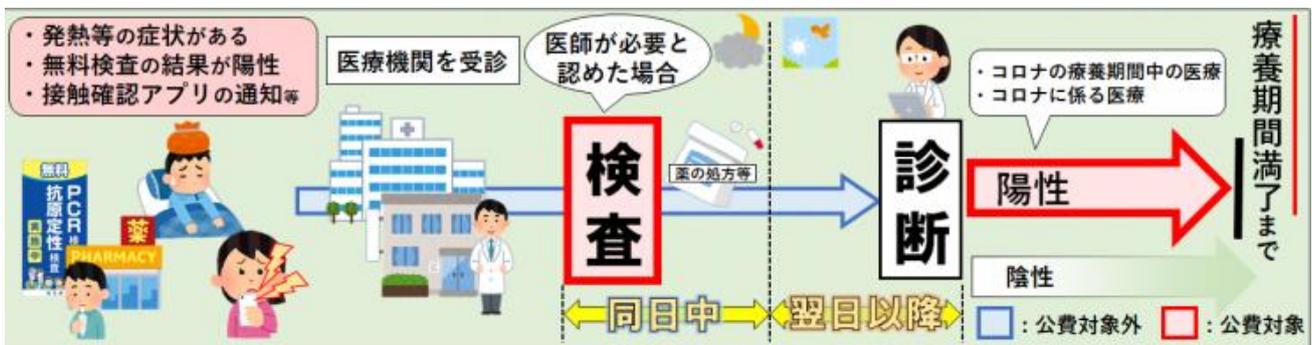
#### 【公費の対象】

- ・検査に係る費用のうち『検査実施料』『検査判断料』
- ・陽性の診断を受けて以降、療養期間満了までの間に受けた新型コロナウイルスに係る医療（例：処方箋料, 薬の調剤料）
- ・陽性の診断を受けた日の翌日以降は、再診料やトリアージ料も含めて公費の対象

#### 【公費の対象外】

- ・医師の診断を受けるより前に実施された医療（例：検査当日の初再診料, トリアージ料）

#### 3-2. 医療機関を受診し、翌日以降に検査結果が判明した場合《ケース2》



#### 【公費の対象】

- ・検査に係る費用のうち『検査実施料』『検査判断料』のみ
- ・陽性の診断を受けて以降、療養期間満了までの間に受けた新型コロナウイルスに係る医療
- ・陽性の診断を受けた日の翌日以降は、再診料やトリアージ料も含めて公費の対象

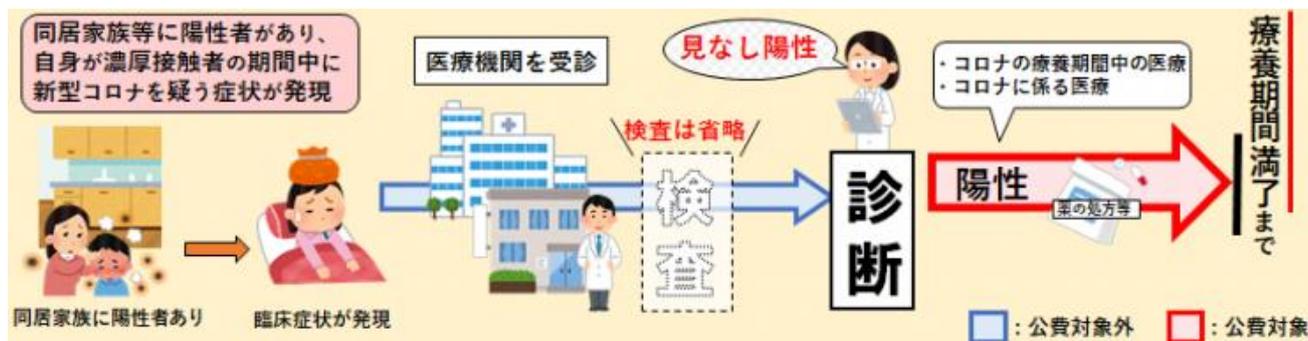
#### 【公費の対象外】

- ・医師の診断を受けるより前に実施された医療（例：検査当日の初再診料, トリアージ料, 処方箋料, 薬の調剤料）

### 【注意事項】

- ・ 上図に表す処方箋料や薬の調剤料は、医師の診断以前に実施されているため公費対象外

3-3. 同居家族等に陽性者があり、自身が濃厚接触者の期間中に症状が発現した場合《ケース3》  
令和4年2月10日から開始（以下、『見なし陽性』）



### 【公費の対象】

- ・ 陽性の診断を受けて以降、療養期間満了までの間に受けた新型コロナウイルスに係る医療（例：処方箋料, 薬の調剤料）
- ・ 陽性の診断を受けた日の翌日以降は、再診料やトリアージ料も含めて公費の対象

### 【公費の対象外】

- ・ 医師の診断を受けるより前に実施された医療（例：診療初日の初再診料, トリアージ料）

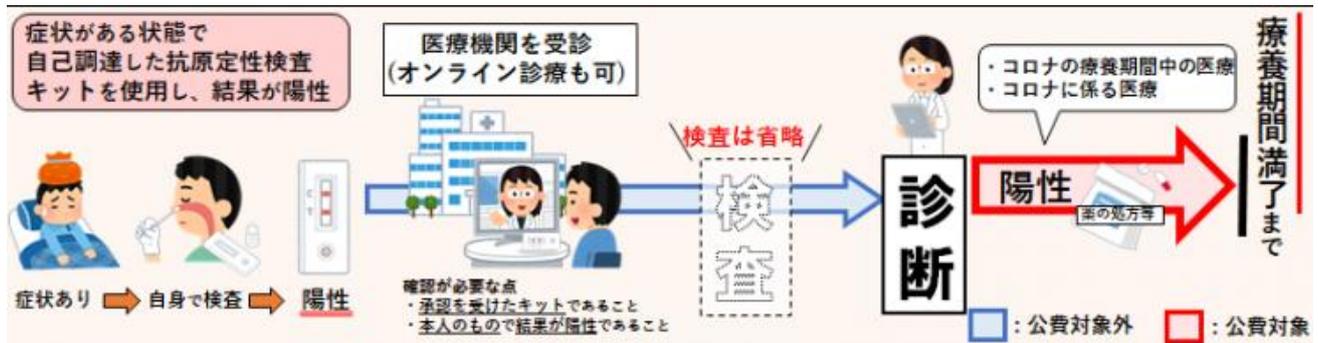
### 【注意事項】

- ・ 検査は実施されていないため検査公費（検査実施料、検査判断料）は使用せず、外来公費のみを使用してください。（検体採取料も発生しません。）

### 【関連厚生労働省通知】

○令和4年7月28日：新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その73）（令和5年5月8日をもって廃止）

3-4. 症状がある状態で自己調達の検査キットを使用し、結果が陽性だった場合《ケース4》  
令和4年7月15日から開始（以下、『自主検査』）



#### 【公費の対象】

- ・陽性の診断を受けて以降、療養期間満了までの間に受けた新型コロナに係る医療（例：処方箋料, 薬の調剤料）
- ・陽性の診断を受けた日の翌日以降は、再診料やトリアージ料も含めて公費の対象

#### 【公費の対象外】

- ・医師の診断を受けるより前に実施された医療（例：診療初日の初再診料, トリアージ料）

#### 【関連厚生労働省通知】

○令和4年7月28日：新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その73）（令和5年5月8日をもって廃止）